

新潟県立近代美術館規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第21号

新潟県立近代美術館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県立近代美術館条例（平成5年新潟県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に伴い、新潟県立近代美術館（以下「美術館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(万代島美術館の位置)

第2条 新潟県立万代島美術館（以下「万代島美術館」という。）の位置は、新潟市中央区万代島とする。

(開館時間)

第3条 美術館（万代島美術館を除く。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 万代島美術館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。

(休館日)

第4条 美術館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その直後の平日（日曜日及び祝日以外の日をいう。））

(2) 12月28日から翌年の1月3日までの日

(開館時間又は休館日の変更)

第5条 前2条の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(入館の制限)

第6条 美術館及び万代島美術館の長（以下「館長」という。）は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に著しく迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) 美術館の施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 美術品及び美術に関する資料等（以下「美術品等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、美術館の管理上支障があると認められるとき。

(観覧券の交付)

第7条 館長は、条例第3条の観覧料又は条例第4条の特別観覧料（以下「観覧料等」という。）を納めた者に対して、観覧券を交付するものとする。ただし、条例第8条の規定による免除を受けた者については、この限りでない。

(講堂、ギャラリー又は講座室の使用手続)

第8条 条例第5条第1項の規定により講堂、ギャラリー又は講座室（以下「講堂等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ別記第1号様式による申請書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申請書の提出があった場合において、講堂等の使用が許可されたときは、当該申請書を提出した者に許可書を交付するものとする。

(使用の制限)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講堂等の使用を許可しないことができる。

(1) 館内の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 美術館の施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 美術館の事業の実施に支障があるとき。

(4) 営利を目的とすると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理上支障があると認められるとき。

(使用者の遵守事項)

第10条 条例第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、館長の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 使用目的以外の目的に使用しないこと。

(2) 使用する権利を他の者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は使用する講堂等を他の者に使用させないこと。

(3) 現状を変更しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、館長が定める事項

(使用料の納入)

第11条 条例第7条の使用料(以下「使用料」という。)は、前納とする。ただし、知事が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

(観覧料等の免除)

第12条 条例第8条の規定により観覧料等を免除することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、当該場合に免除する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合 当該児童及び生徒の引率者の観覧料等の全額
- (2) 県内に所在する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部の生徒が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合 当該生徒及びその引率者の観覧料等の全額
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、児童養護施設(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)附則第5条第2項の規定により児童養護施設とみなされた虚弱児施設に限る。)、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設に入所し、又は通っている者(以下「入所者等」という。)が当該施設の活動として観覧する場合 当該入所者等及びその引率者の観覧料等の全額
- (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けた者が観覧する場合 その者の観覧料等の全額
- (5) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けた者が観覧する場合 その者の観覧料等の全額
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けた者が観覧する場合 その者の観覧料等の全額
- (7) 車椅子等の補装具を使用している障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「補装具を使用している障害者」という。)の介助者が観覧する場合 当該介助者(障害者1人につき1人に限る。次号から第10号までにおいて同じ。)の観覧料等の全額
- (8) 身体障害者手帳に第1種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)に規定する第1種身体障害者をいう。)として記載されている者の介助者が観覧する場合 当該介助者の観覧料等の全額
- (9) 療育手帳に第1種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平成3年9月24日付け発児第811号厚生省児童家庭局長通知)に規定する第1種知的障害者をいう。)として記載されている者の介助者が観覧する場合 当該介助者の観覧料等の全額
- (10) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。)として記載されている者の介助者が観覧する場合 当該介助者の観覧料等の全額
- (11) 第4号から第6号までに規定する者又は補装具を使用している障害者が団体(それらの者が20人以上であるものに限る。)として観覧する場合において当該団体に随行する医療担当者(医師、看護師等をいう。)が観覧するとき 当該医療担当者(2人以内に限る。)の観覧料等の全額

2 前項に定めるもののほか、知事は、公益上必要があると認めるときは、観覧料等又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の免除手続)

第13条 条例第8条の規定による免除(前条第1項第2号、第3号又は第11号に掲げるものに係る免除に限る。)を受けようとする者は、あらかじめ別記第2号様式による申請書を館長に提出しなければならない。

(模写等の許可)

第14条 美術品等の模写、撮影その他これらに類する行為(以下「模写等」という。)をしようとする者は、あらかじめ別記第3号様式による申請書を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の申請書の提出があった場合において、同項の許可をしたときは、当該申請書を提出した者に許可書を交付するものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て館長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第8条関係）

講堂等使用許可申請書（新規・変更）

年 月 日

新潟県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電話番号)

次のとおり講堂等を使用したいので、新潟県立近代美術館規則第8条第1項の規定により申請します。

行事の 名称			行事の 内容		
使 用 施 設	使 用 期 間			使 用 料	
講 堂	年 月 日	年 月 日	時から 時まで (日間)	*	円
ギ ャ ラ リ ー	年 月 日	年 月 日	時から 時まで (日間)	*	円
講 座 室	年 月 日	年 月 日	時から 時まで (日間)	*	円
				* 計	円
備付け物品以外の物品の使用 及び特別の設備の設置の有無	有	(名称、数量及び使用方法を記載すること。)			
	無				
入 場 者 制 限 の 有 無	有 無	入 場 料 の 有 無	有 (円) 無		
責任者氏名及び電話番号					

注 *印の欄は記入しないでください。

第2号様式（第13条関係）

観覧料等免除申請書

年 月 日

新潟県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電話番号)

次のとおり（観覧料）
特別観覧料）の免除を受けたいので、新潟県立近代美術館規則第13条の規定により申請します。

申請の理由	
観覧美術館	近代美術館 万代島美術館
観覧年月日	年 月 日 時 分から 時 分まで
対象及び人数	(生徒 人) (入所者等 人) (引率者 人) (医療担当者 人) (その他 人)
責任者氏名	

第3号様式（第14条関係）

模写等許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
(電話番号)

次のとおり美術品等を $\left(\begin{array}{l} \text{模写} \\ \text{撮影} \\ \text{その他 ()} \end{array} \right)$ したいので、新潟県立近代美術館規則第14条第1項の規定により申請します。

目 的			
年 月 日	年 月 日 時 分から 時 分まで		
種 別	作 者 名	作 品 名	点 数
方 法			